

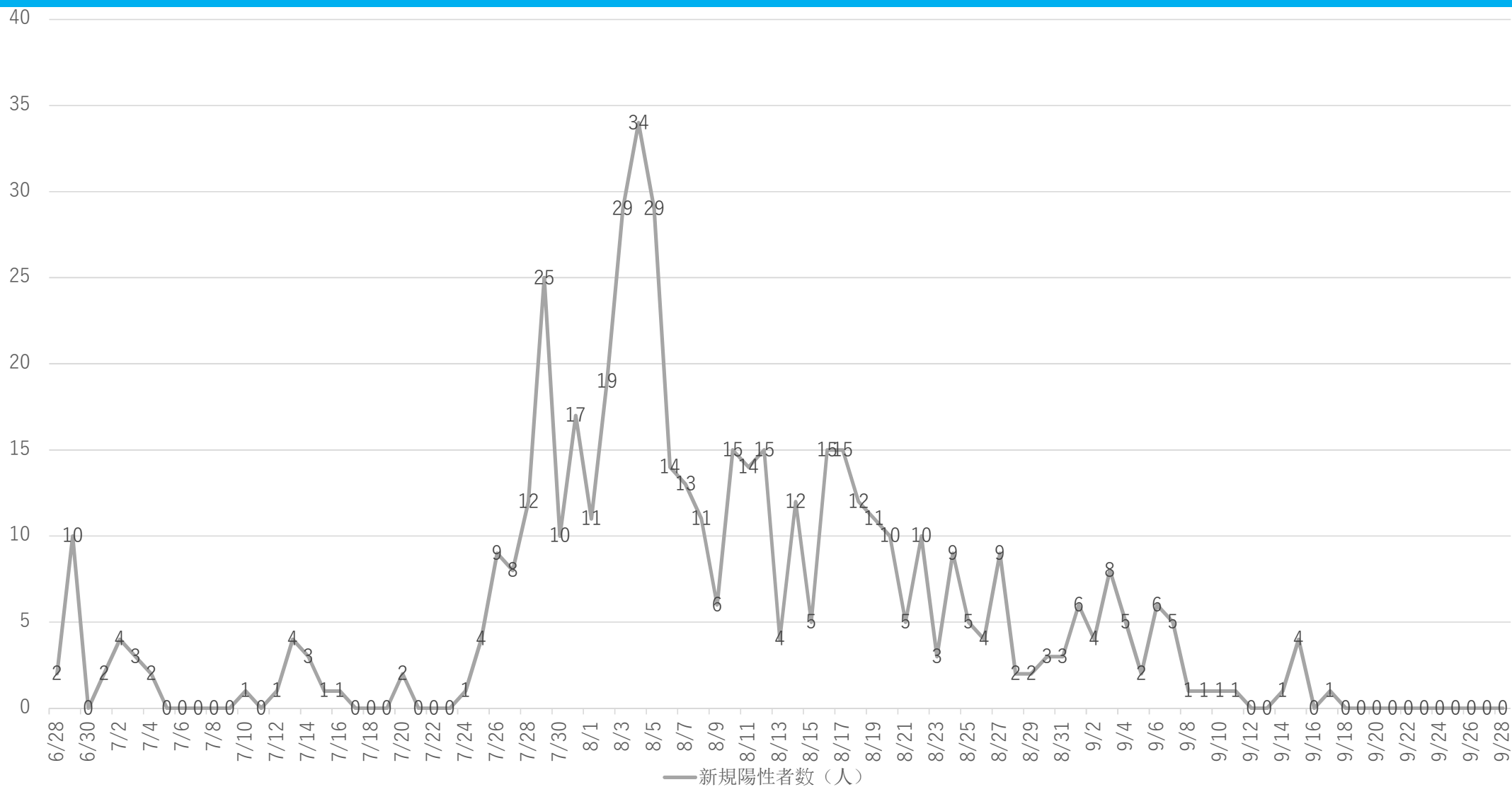
# 第83回 鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和3年9月30日（木） 16時00分～

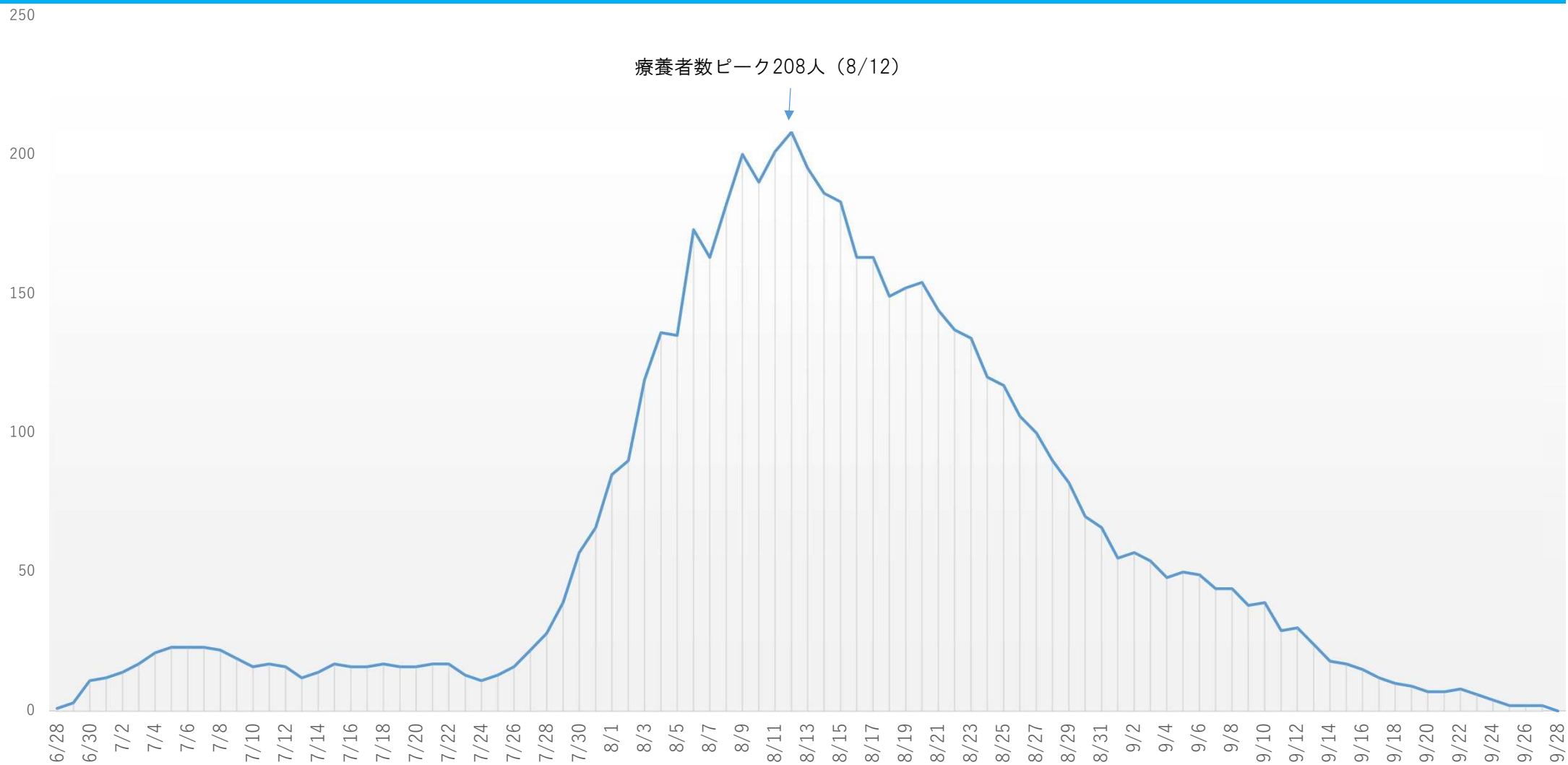
場所：災害対策本部室（本庁舎3階）ほか

- 1 開 会
- 2 本部長あいさつ
- 3 報告事項
  - （1）第5波における東部圏域の陽性者の発生状況について
  - （2）新型コロナワクチン接種状況について
  - （3）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部について
  - （4）イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方について
  - （5）各部局の対応について（緊急事態宣言解除に伴う対応等）
- 4 閉 会

# 東部圏域における新規陽性者の状況

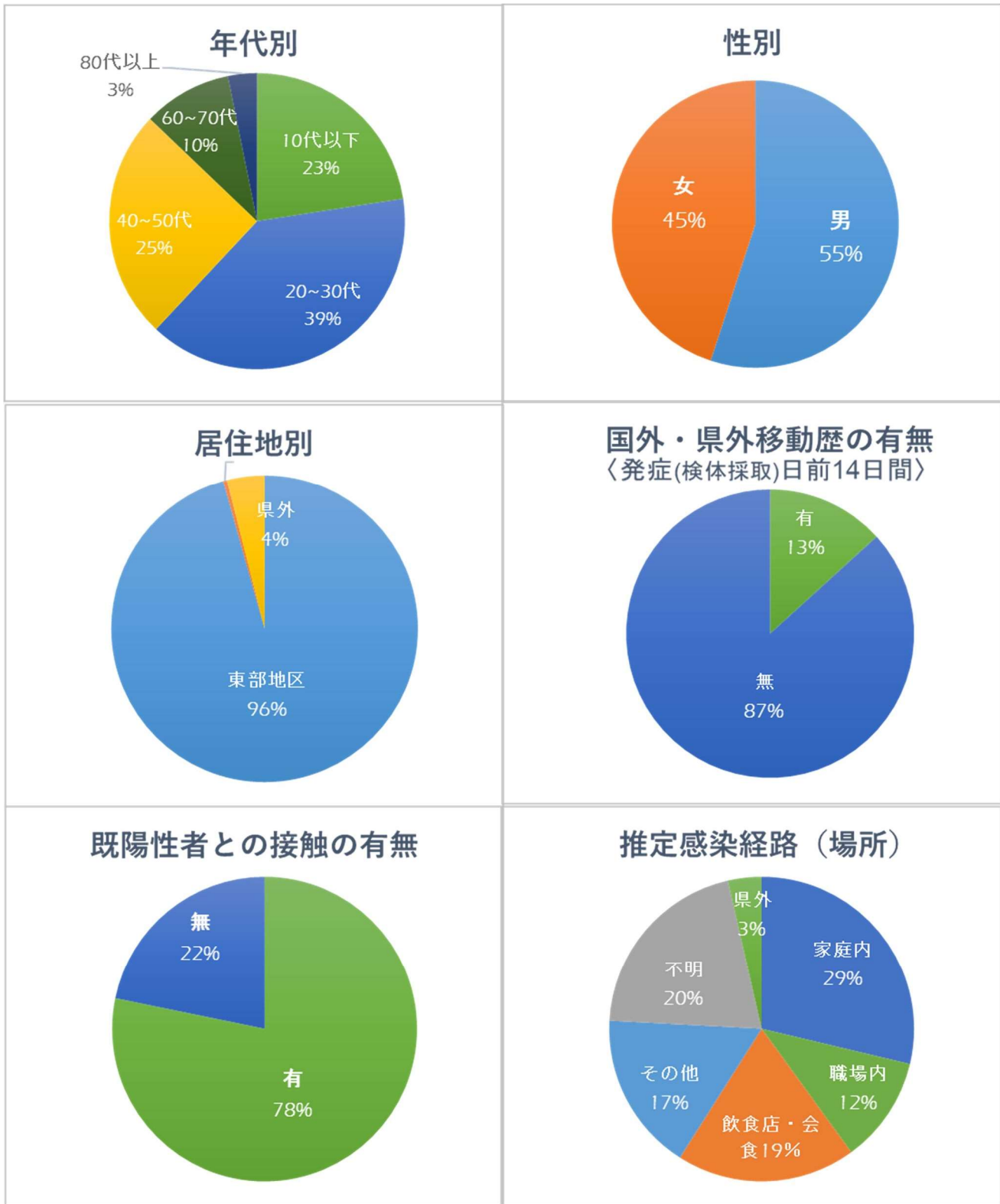


# 東部圏域における療養者数の推移



新型コロナウイルス感染症陽性者の発生状況（第5波：東部圏域）

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 期間(公表日) | 令和3年7月1日(木)～9月24日(金) |
|---------|----------------------|



新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生状況（東部圏域）

| 番号 | 発生確認日     | 発生場所                | クラスター<br>確認者数 | 備考      |
|----|-----------|---------------------|---------------|---------|
| 1  | R3. 3. 31 | 飲食店                 | 23 人          | 県 9 例目  |
| 2  | R3. 4. 16 | 大学及びクラブハウス          | 8 人           | 県 10 例目 |
| 3  | R3. 5. 13 | 高等学校体育館及び部室         | 9 人           | 県 11 例目 |
| 4  | R3. 6. 30 | 県外団体が管理及び借用している滞在施設 | 8 人           | 県 12 例目 |
| 5  | R3. 7. 29 | ライブ演奏のある飲食店         | 48 人          | 県 16 例目 |
| 6  | R3. 7. 29 | ライブ演奏のある飲食店         | 9 人           | 県 17 例目 |
| 7  | R3. 8. 2  | 放課後児童クラブ            | 8 人           | 県 18 例目 |
| 8  | R3. 8. 5  | 飲食店が入居するビル及び社員寮     | 23 人          | 県 19 例目 |
| 9  | R3. 8. 6  | 飲食店                 | 18 人          | 県 20 例目 |
| 10 | R3. 8. 13 | デイサービス施設            | 9 人           | 県 21 例目 |
| 11 | R3. 9. 2  | 自動車学校               | 7 人           | 県 26 例目 |

## (2) 新型コロナワクチン接種の状況について

### ●接種実績（9月29日現在）

| 12歳以上の全対象者(※) | 1回目(A)          | 2回目(B)          | 接種回数(A+B) |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 167,465人      | 130,014回(77.6%) | 112,137回(67.0%) | 242,151回  |
| うち65歳以上       |                 |                 |           |
| 57,529人       | 50,722回(88.2%)  | 49,950回(86.8%)  | 100,672回  |

※本市に住民登録のある12歳以上の接種券発送者数

※うち1回目及びうち2回目の括弧内は、接種対象者に対する接種率

### ●全国の接種率との比較（9月28日現在）

|           | 1回目   | 2回目                 |
|-----------|-------|---------------------|
| 本市(A)     | 69.6% | 60.0%               |
| 全国(B)     | 69.6% | 58.7%               |
| (A) - (B) | -     | 1.3 <sup>ポイント</sup> |

※全国の接種率は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳の全人口（126,654,244人）に対する接種率（首相官邸及び総務省ホームページより）

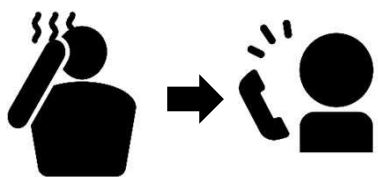
※本市の接種率は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳の人口（185,890人）に対する接種率

# 新型コロナウイルス感染拡大防止 感染予防の徹底と慎重な行動を

～ご自身や親しい友人、大切な人をウイルスから守るために～

発熱や風邪の症状があるときは外出せず、かかりつけ医等に相談しましょう。

まずは相談



感染拡大地域への不要不急の移動、また県外の方との会食を控えてください。

慎重な判断を!



マスクの着用、こまめな手洗い、3密の回避など感染予防を徹底してください。

感染予防を  
レベルアップ!



ワクチンを接種された方も引き続き感染予防対策を徹底してください。

接種後も感染予防!



鳥 取 市

## (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部について

### 新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施すべき期間とされている同年 9 月 30 日をもって、緊急事態が終了する旨を公示した。

【内閣官房：新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の概要（令和3年9月28日発出）】

### 【新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）】

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。（法設置⇒任意設置）

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。



鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部

イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方について

イベント・会議等（以下「イベント等」）については、下記の「1. 開催の検討項目」及び「2. イベント開催要件」（令和3年9月28日開催鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第106回））及び感染状況等を踏まえたうえで開催を検討する。

ただし、鳥取市コロナシグナル（以下「シグナル」）がONの間中はシグナルの活動制限の考え方に基づいた対応を行うものとする。

1. 開催の検討項目

国・県からの通知や「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドライン及び鳥取県版ガイドラインの遵守」を前提に、感染防止策などの実施を行うこと。

2. イベント開催要件

| 収容率                             | 人数上限                                   | 営業時間短縮 |
|---------------------------------|--|--------|
| 大声なし<br>100%以内<br>大声あり<br>50%以内 | 5,000人<br>又は<br>収容定員50%以内<br>のいずれか大きい方 | なし     |

※収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

<イベント開催の注意事項>

- ・「鳥取県版ガイドライン」を遵守した感染防止対策を講じること。

[主な対策] 会場内外で来場者が密にならない対策（レイアウトの工夫・掲示・呼びかけ）  
換気設備の活用や窓の開放による十分な換気  
観客に対して『マスクの常時着用』『手指消毒』などの呼びかけを徹底  
入場時に検温を実施し、発熱等の症状がある者の参加を控える  
感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握

※とっとり新型コロナ安心登録システムや接触確認アプリ（COCOA）の活用の呼びかけ

- ・1,000名以上又は全国的な集客を伴うイベントを開催する場合は、鳥取県くらしの安心推進課に届出ること。
- ・市以外の主催団体におかれても、開催の検討項目を参考にさせていただきよう要請を行う。

### 3. 開催中止・延期

感染が確認された日の次の日から起算して1週間を経過しない間に開催するイベント等は、原則中止又は延期とする。

ただし、国・県のガイドラインの実践等により、感染予防が図られる場合はこの限りではない。

#### 鳥取市コロナシグナル

★新規陽性患者の発生に合わせた市の対応を共有し、新型コロナウイルス感染症の効果的な感染防止、感染拡大防止対策に努める。

| シグナル        |          | オフ  | オン  |
|-------------|----------|---|---|
| 東部で新規陽性患者   |          | なし  | あり  |
| 鳥取県版新型コロナ警報 |          | 東部で発令なし   | 東部で注意報以上の発令   |
| 活動制限        | イベント・会議等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、「新しい生活様式」に基づく基本的な感染防止策を徹底すること。</li> <li>・イベント等の主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント・会議等前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけを行うこと。</li> <li>・イベント等の主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意をはらうこと。</li> <li>・イベント等の参加者には、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることを周知すること。</li> <li>また、発熱等の症状がある者はイベント等に参加しない措置を講じること。</li> </ul> | <p>感染が確認された日の次の日から起算して<b>1週間</b>を経過しない間に開催するイベント等は、原則中止又は延期とする。</p> <p>ただし、国・県のガイドラインの実践等により、感染予防が図られる場合はこの限りではない。</p>  |
|             | 市有施設     | <p>—</p> <p>感染発生を予防する事項の呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い励行、マスク着用</li> <li>・換気の徹底</li> </ul>   | <p>感染者が発症2日前以降に使用した施設は施設内の消毒が完了するまで休館とする。再開に当たっては濃厚接触者（施設職員等）の陰性確認など感染のおそれのない運営環境を要件とする。</p> <p>その他の施設については、「イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方」を踏まえ施設の開館継続・休館の判断を行う。ただし、福祉施設等臨時休業とする事で市民生活に重大な影響を及ぼす施設及び屋外スポーツ施設、公園、利用者が地域住民に限られ、かつ利用者が特定される施設はこの限りではない。</p> <p>東部で鳥取県版新型コロナ警報の警報以上が発令期間中、各施設の判断で休館することを可能とする。</p> |

※1 東部で新規陽性患者確認された日の次の日から1週間新たに陽性患者が確認されない場合オフにする。

※2 シグナルの変更については、陽性患者の確認状況、行動歴などにより対応を変更する場合がある。

### 4. 適用期間

この考え方は**10月1日**から適用する。また、感染等の状況により変更の可能性がある。

## 緊急事態宣言解除に伴う対応等

| 項目         | 内容   |
|------------|--|
| 職員の管理に関する事 | 【職員課】<br>緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除に伴う公務出張等の取扱い変更について通知（9/29） |

各所属長 様  
職員各位

総務部長

緊急事態宣言の解除に伴う職員の公務出張等の取扱いについて（通知）

この度、政府が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言を全て解除することを決定しました。このことを踏まえ、職員の公務出張等の取扱いについては下記のとおりとします。職員の皆様におかれては、引き続き、感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 公務出張等の取扱いについて

(1) 鳥取県の基準により「感染流行警戒地域（Ⅳ）」、「感染流行嚴重警戒地域（Ⅴ）」に指定されている地域への公務出張については、所属内や部局内において、その必要性を十分検討し、不急の出張は控えてください。

(2) その他の地域への公務出張については、所属内や部局内において、公務の内容、緊急性、必要性等を十分精査の上、適切に判断してください。

(3) 引き続き国外への公務出張は一律禁止します。

(4) 私的旅行についても、やむを得ない場合を除き公務出張と同様とします。

2. 公務出張等における留意事項について

(1) 公務出張の際には、マスクの着用・三つの密の回避・手指消毒など感染防止対策や行動記録票の作成の徹底に努め、対象地域の流行状況や各自治体が出す情報の確認など、感染防止対策を徹底してください。

(2) 県外へ行かれた場合等で、その行動記録から感染拡大防止のため特にやむを得ないと認められる場合は、所属内で調整の上、在宅勤務制度の活用も検討してください。

(3) 公務出張の際には、用務先との往復に留める等、万全の感染防止対策を取ってください。

(4) 県外からの関係者等の招聘や本市事業の関係者との打合せ等についても、引き続きオンライン形式での代替を検討いただくとともに、これにより難しい場合でも、緊急性、必要性等を十分精査の上、延期することも選択肢に入れつつ適切に判断してください。

（担当）総務部職員課

人事係 外線 0857-30-8116 内線 7141

## 緊急事態宣言解除に伴う対応等

| 項目    | 内容                    | 対応  |
|-------|-----------------------|---|
| 地区公民館 | 地区公民館の利用、イベントの考え方について | 公民館利用者向け『鳥取市立地区公民館新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（R2年7月10日策定（11月6日改定）』を徹底し、大声発生や調理、会食、密接が想定される活動については収容率50%以内のもとで継続。 |

## 緊急事態宣言解除に伴う対応等

| 項目              | 内容  |
|-----------------|---|
| 商店街活性化イベントの開催   | ○新鳥取駅前・太平線通り商店街活性化事業実行委員会<br>が取り組む「みんな みっけ！～新たなにぎわい創出～」が10月2日より開始<br>○シロマチ会議（若桜街道商店街及び智頭街道商店街）<br>が取り組む「オヒロメ！城マチの商店街」が10月中に開催予定 |
| 格安周遊観光タクシーの運行再開 | 「ぐるっと鳥取周遊タクシー」（全28コースあり、1台につき3,000円で3時間の観光周遊ができる）を9月22日（水）から再開。   |

## 緊急事態宣言解除に伴う対応等

| 項目             | 内容   |
|----------------|--|
| 鳥取市宿泊キャンペーンの再開 | 「お得に泊まって応援！鳥取市宿泊キャンペーン2」を9月22日（水）から県民限定で再開。また、10月1日（金）からは対象を山陰限定に拡大予定。 |

## 緊急事態宣言解除に伴う対応等

| 項目               | 内容  |
|------------------|---|
| 学校対応             | 鳥取県教育委員会の発出予定の対応方針を踏まえ、部活動や学校行事等について、必要な対応を行う。  |
| 社会体育・社会教育の活動について | 緊急事態宣言解除に伴う対応について、引き続き次のガイドラインに沿って活動を継続します。<br>○『スポーツ活動及びイベントにおける新型コロナウイルス感染症防止ガイドラインについて（令和3年4月12日改訂）』<br>○『イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方について（令和3年4月30日修正）』 |